

2026 年度持続可能な未来のあいちの担い手育成事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

2026 年度持続可能な未来のあいちの担い手育成事業委託業務

2 事業の目的

本事業は、ESD ユネスコ世界会議で採択された「あいち・なごや宣言」を契機に設立した「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」(以下、「研究所」という。)により、持続可能な未来の担い手を育成するプログラムを実施するものである。

本研究所では、大学生がパートナー企業(以下、「企業」という。)の掲げる環境課題に対し、SDGs や ESD などグローバルな視点から解決策を研究する。

企業の現場調査や関係者とのディスカッション、解決策の研究により、持続可能な社会のために行動できる環境リーダーを育成する。

3 事業の概要

本研究所の研究員として、企業 8 社の環境課題を調査・研究し、解決策を提案する学生 32 名を募集する。

採用された学生は、各チーム 4 名で研究活動を実施し、その成果を広く発信する。



4 事業のスケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり。なお、事業内容をより効果的なものとするため、日程等の変更は可能とする。

日程	場所	項目
～4月	—	全体計画の作成、企業及び課題の調整
4～6月	—	学生の募集・調整、ファシリテーターの選定・調整
6月	愛知県庁	オリエンテーション・開所式(1日)※
7月	名古屋市内	基礎講座(2日)※
7～11月	各企業等	企業の課題研究(原則4回)
7～12月	県内	チームミーティング(5回程度)
10月	名古屋市内	中間発表会(1日)※
7～12月	県内	イベント等への参加(1日以上)
12月	県内	成果発表会・修了式(1日)※
12～2月	県内大学等	出張成果発表(1回以上)

※原則、日曜日に実施すること。

5 委託業務の内容

本事業は以下の業務に係る必要な企画調整、運営、報酬・交通費の支払い及びこれに付随する一切の業務とする。

(1) 全体計画の作成

事業の実施に必要な以下の内容を記載した全体計画を作成すること。

(2) 企業及び課題の調整

企業は8社とする。前年度からの継続企業（以下に記載の3社）及び新規企業（5社）と調整を行うこと。また、企業が提示する課題について、調整を行うこと。

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・株式会社あいち銀行
- ・日本特殊陶業株式会社

(3) 学生の募集・調整

本事業に参加する学生32名の募集を行うこと。募集後は県が行う学生の選定に協力し、採用した学生との連絡調整を行うこと。また、学生の活動に係る交通費の支払いを行うこと。

(4) ファシリテーターの選定・調整

ファシリテーター8名を配置すること。なお、ファシリテーターは有償とし、企業8社の課題に合致した人材を選定するとともに、事務連絡や報酬・交通費の支払いを行うこと。

(5) オリエンテーション・開所式の開催

ア オリエンテーション

研究所活動の趣旨を理解し、学生相互の交流によるモチベーションの上昇や関係構築につなげることを目的とするオリエンテーションを以下のとおり開催すること。なお、県庁会議室に係る空調等設備利用料は受託者が負担すること。

- ・時期：6月下旬（1日）
- ・場所：愛知県庁

イ 開所式

愛知県知事による激励のほか、学生、企業、ファシリテーターによる顔合わせ、企業の取組や課題の説明等を行い、研究所活動のスタートとなる開所式を以下のとおり開催すること。なお、県庁会議室に係る空調等設備利用料は受託者が負担すること。

- ・時期：6月下旬（1日） ※「ア オリエンテーション」と同日
- ・場所：愛知県庁

(6) 基礎講座の実施

解決策の提案に当たり学生が事前に習得しておくべき知識に関する講座を、以下のとおり実施すること。会場は名古屋市内で確保し、会場使用料を負担するとともに、講師の選定や報酬・交通費の支払いを行うこと。

- ・時期：7月上旬（2日）
- ・場所：名古屋市内
- ・内容：地球温暖化、資源循環、生物多様性、SDGsなどの環境をテーマとした講座や、課題解決に必要な基礎知識を身につけるための講座

(7) 研究所活動の実施

ア 企業の課題研究の実施

学生が企業訪問による現地調査や企業担当者とのディスカッション等を通じて解決策を研究するための活動に対し、連絡調整や進捗管理を行うこと。なお、企業の課題研究は原則、各企業4回実施すること。

- ・時期：7～11月
- ・場所：各企業等

イ チームミーティングの実施

最終的な解決策を作り上げるためのチームミーティングについて、連絡調整や進捗管理を行うこと。なお、チームミーティングは各チーム5回程度実施すること。

- ・時期：7～12月
- ・場所：県内

ウ 中間発表会の開催

成果発表会に向けて進捗状況を把握し、研究成果のブラッシュアップ等を行うため、中間発表会を以下のとおり開催すること。会場は名古屋市内で確保し、会場使用料を負担すること。

- ・時期：10月中旬（1日）
- ・場所：名古屋市内

(8) イベント等への参加

学生が様々な取組を学べるよう、開所式から成果発表会までの期間中に、環境やSDGsイベントに1日以上参加できるようにすること。

- ・時期：7～12月
- ・場所：県内

(9) 成果発表会・修了式の開催

企業から提示された課題に対する解決策を提案する成果発表会と、研究所活動の修了式を以下のとおり開催すること。成果発表会・修了式では優れた発表に対する表彰を実施すること。

- ・時期：12月中旬
- ・場所：県内（県内大学を想定）
- ・実施事項：
 - 研究成果をまとめたパネル（A1、9枚）及びリーフレット（800部）の作成
 - 会場の確保及び会場使用料の負担
 - 審査員の選定及び報酬・交通費の支払い
 - 一般観覧者の募集
 - 参加者との連絡調整
 - 当日の運営
 - YouTubeによる動画配信

(10) 出張成果発表の実施

研究成果を発信するため、大学や環境イベント等での出張成果発表を1回以上実施すること。

- ・時期：12～2月
- ・場所：県内大学等

(11) 研究所事務局の運営

研究所事務局の運営として、事業実施期間中は以下のことを行うこと。

- ・学生、企業、ファシリテーターとの円滑な連絡調整
- ・SNS等による研究所活動の効果的な発信

(12) 来年度（2027年度）の企業の調整

来年度新たに参画する企業を選定し、調整を行うこと。

(13) その他

本研究所活動の実施に伴うイベント保険に加入すること。

(14) 事業報告書の作成業務

事業終了後、事業の実施状況や運営状況等について、記録写真等も含めた業務報告書を作成し、納期までに提出すること。

- ・提出物：紙媒体2部、電子媒体（DVD-R）1枚
（電子媒体はWord、Excel又はPowerPoint形式）
- ・納期：2027年3月19日（金）

6 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、県の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、事業を総括する責任者を1名配置し、進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県の指示を受けて処理すること。
- (6) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、定めることとする。